

## 船橋市認可外保育施設通園児補助金申請の手引き

## 事業の概要

保護者の経済的負担を軽減することを目的として、認可外保育施設※1または市内の認証保育所※2を利用している児童の保護者に補助金を交付します。

- ※1 保育を行うことを目的とする施設であって、市が認可する施設及び事業以外のもので、児童福祉法第59条の2第1項の規定により認可外保育施設として設置の届出がされた施設です。
- ※2 保育士の配置基準や保育室の面積基準等、一定の基準を満たした認可外保育施設を、市が認証保育所として認証した施設です。

## 補助対象施設

認可外保育施設	認証保育所
認可外保育施設として設置の届出がされている施設のうち下記施設を除きます。 * 地方裁量型認定こども園 * 事業所内保育施設 * 企業主導型保育事業の実施施設 * 居宅訪問型保育事業(ハビ-シッター)	グリーンベア・バイサイド校のみ (グリーンベア・バイサイド船橋夏見校は対象となりません)

## 補助対象者

補助対象施設を月極契約で利用する、**0歳児～2歳児クラスに在籍している市民税課税世帯**(※)の児童  
※令和6年4月～8月通園分 …令和5年度市民税額にて審査  
令和6年9月～令和7年3月通園分 …令和6年度市民税額にて審査

## 必ずお読みください

○以下に該当する方については本補助金の対象外となります。

- ①認可保育所等、認定こども園、企業主導型保育事業の実施施設及び幼稚園を併用している児童
  - ②**0歳児～2歳児クラスに在籍している市民税非課税世帯**の児童(令和6年10月～令和7年3月のみ例外有※別途パンフレットにてご案内しております。)
  - ③**3歳児～5歳児クラス**の児童
- ⇒②・③については「施設等利用給付費(無償化)」の対象となります。予め施設等利用給付認定第2号または3号の保育の必要性の認定を受ける必要があります。事前申請が必須となりますので、お早目にご確認ください。

⇒現在2歳児クラスに在籍している方は、令和7年4月以降、当補助金は対象外となります。

○当補助金には**年度末に申請の締切**があります。

・本パンフレットの「申請の受付期間について」をご確認ください。**最終申請締め切りを過ぎてからの受付は一切できませんので、必ず余裕を持ってご申請ください。**

## 申請書類・補助の要件

様式は、市ホームページからダウンロードできます

### ○申請書類

- ①認可外保育施設 通園児補助金交付申請書（第1号様式）
- ②領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書（第2号様式）等の施設が証明したもの（補助対象施設に記載していただく書類です）
- ③要件書類（1）（表1）のいずれか該当するもの（年度の初回申請時または要件変更時）
- ④要件書類（2）（表2）のいずれかに該当する場合のみ提出

### ○補助の要件

#### 【児童】

- ①補助対象施設に通園している時、船橋市に居住し、かつ住民登録がある。
- ②0歳児～2歳児クラスに在籍している。

#### 【保護者】

※「同居している父、母」、「内縁の夫、妻」等、児童を現に監護する方をいいます。なお、利用月ごとの世帯状況で判断します。

- ①児童が補助対象施設に通園している時、船橋市に居住し、かつ住民登録がある。
- ②市民税課税世帯である。
- ③児童について、補助対象施設と月64時間以上通園する契約を行っている。
- ④保護者それぞれについて、以下の（表1）のうち【保育を必要とする事由】のいずれかに該当する。

（表1）年度の初回申請時または要件変更時に必要な書類

保育を必要とする事由	要件書類（1）	対象期間・注意事項等	
月64時間以上の就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書（市指定様式）</li> <li>・勤務先で記入していただき、年度最初の申請時に原本を提出してください。</li> <li>・自営業の場合は保護者自身が記入してください。（併せて（表2）もご確認ください。）</li> </ul>	育児休業及び育児休業に準ずるものとして市長が認める休業明けの場合は、復帰日により補助対象月が異なります。 <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 月の1～15日に復帰する方は、前月1日から</li> <li>b. 月の16～31日に復帰する方は、当月1日から</li> </ol>	
疾病・負傷・障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医の意見書（保護者等疾病用）</li> <li>もしくは障害者手帳の写しまたは介護保険被保険者証</li> </ul>	証明日が令和6年4月1日以降のもの	
親族等の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被介護・看護の証明書類（介護保険被保険者証の写しもしくは主治医の意見書（保護者等疾病用））および介護・看護状況説明書（主治医の意見書の裏面にあります）</li> </ul>		
求職活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職に関する申告書</li> </ul>		効力発生日から起算して90日目の属する月の月末まで
就学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学証明書および授業時間数や日程のわかるカリキュラム等</li> </ul>		卒業（修了）日を迎える月の月末まで
下の子の出産の前後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の写し（父母の名前及び分娩予定日を記入したページ）</li> </ul>		出産月の2ヵ月前月初から（多胎妊娠の場合は出産月の4ヵ月前月初から）出産後56日目を迎えた月の末日まで
下の子の育児休業中または育児休暇中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書（市指定様式）または育児休業証明書（任意様式）</li> </ul>	会社から認められた育児休業の終了日を迎える月の月末まで（就労先が発行した育児休業証明書に会社名、保護者氏名、育児休業期間が記載されていない場合は就労証明書をご提出ください）	

(表2) 該当する場合のみ必要な書類

	要件書類(2)
令和5年1月1日時点で船橋市外に住んでいた場合	<令和6年4月～8月分をご申請する場合> 令和5年1月1日時点でお住まいだった市区町村発行の(令和5年度)市区町村民税課税証明書または給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書等
令和6年1月1日時点で船橋市外に住んでいた場合	<令和6年9月～令和7年3月分をご申請する場合> 令和6年1月1日時点でお住まいだった市区町村発行の(令和6年度)市区町村民税課税証明書または給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書等
非課税世帯かつ該当年度に海外収入があった場合	必要書類については、保育入園課までお問い合わせください。
自営業の場合	直近の確定申告書の写し、個人事業の開業届出書の写しなど、事業実績を確認できる書類を添付してください。 ただし、直近年度分の船橋市の市民税において「営業収入」または「農業収入」の区分で、収入額0円以外で申告していることが確認できる場合は、書類の提出を省略できます。

※(表1)及び(表2)について、既に保育入園課にご提出いただいている場合、再提出は不要です。  
※上記のほか、追加の書類が必要となる場合がございます。

## 補助金額について

保護者が負担した利用料で、**月額30,000円**が上限となります。  
利用料には日用品等の購入費、行事への参加費、食事の提供費、送迎費等は含みません。

## 申請について

必要書類を揃え、保育入園課まで郵送でご提出ください。保育入園課窓口(市役所3階)でご提出いただくことも可能です。出張所、連絡所、船橋駅前総合窓口センター(フェイス)等では申請できません。(補助対象施設によっては、施設でとりまとめて市へ提出することもあります。)

なお、申請書類等に不備・不足等があった場合は一度申請書類を返却しますので、揃えたうえで再度提出してください。また、提出書類の内容等に不正が認められた場合、補助金は交付できません。不正に補助金を得た場合は、補助金を返還していただくことになります。

### 【記入上の注意】

- ・消えるボールペン、修正テープ等は**使用できません**(黒のボールペンをご利用ください)。
- ・訂正がある場合は、新しい用紙に記載してください。
- ・**二重線、訂正印等により訂正を行ったものは受付できません。**

## 申請の受付期間について

○受付期間のスケジュール

	通園月	申請期間	振込予定月
第1期	4月～ 6月	7月 1日～ 8月30日	8月下旬～ 10月中旬
第2期	7月～ 9月	10月 1日～10月31日	11月下旬～12月下旬
第3期	10月～12月	1月 6日～ 1月31日	2月下旬～ 3月下旬
第4期	1月～ 3月	3月21日～ <b>4月10日</b>	4月下旬～ 5月下旬

### ○（重要）受付の締切について

- ・令和6年度の最終申請締め切りは**令和7年4月10日（木）**（郵便の場合は当日消印有効）です。会計処理の関係上、最終申請締め切り後は申請を受付できません。
- ・第1期～第3期分については、各期の申請期間を過ぎた場合でも最終申請締め切りまで交付申請が可能です。

### （重要）令和7年度以降の補助対象施設について

令和7年度（令和7年4月）以降、当補助金の対象とならない施設があります。補助の対象となる施設は、認可外保育施設指導監督基準を満たし、かつ基準を満たした旨の証明書の交付を受けた施設のみです。市ホームページ「認可外保育施設一覧」にて、証明書交付の有無について掲載しております。「**基準を満たす旨の証明書交付日**」の欄にて、「**証明書交付なし**」と記載のある施設は、**令和7年4月以降、当補助金の対象外となります**ので、現在通われている施設について必ずご確認ください。

市ホームページ「通園  
児補助金について」は  
こちら⇒



認可外保育施設一覧  
はこちら⇒



#### ○問い合わせ・ご提出先

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25  
船橋市 こども家庭部 保育入園課  
047-436-2329